### 横浜市低公害バス普及促進補助金交付要綱

制定 令和5年8月9日環創工ネ第387号 局長決裁

(総則)

第1条 横浜市低公害バス普及促進補助金(以下「補助金」という。)の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」(平成17年11月市規則第139号、以下「補助金規則」という。) に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、低公害バスの導入事業(市から別に補助を受けている事業を除く。以下 「補助対象事業」という。)に要する経費の一部を補助することにより、低公害バスの普及促進 を図り、大気汚染の防止、地球温暖化の防止及び市民の健康の保護に資することを目的とする。

### (定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1)「低公害バス」とは、燃料電池バスをいう。
- (2)「燃料電池バス」とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。)であって、乗車定員11人以上のものをいう。
- (3)「リース契約」とは、燃料電池バスの貸主が、当該燃料電池バスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池バスを使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池バスの使用料を貸主に支払う契約をいう。
- (4)「リース事業者」とは、リース契約その他市長がリース契約と同等の契約として認めたもの に基づき、燃料電池バスの貸付等を行う者をいう。

### (補助対象経費・補助額)

- 第4条 市長は、補助対象事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が低公害バスの導入に要する経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。) について、予算の範囲内において補助事業者に対し補助金を交付する。
- 2 補助額は、別表1に掲げる範囲内とする。

#### (補助対象者)

- 第5条 補助対象者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないものであり、次の各号 に掲げるとおりとする。
- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (3) 道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者
- (4) 自動車リース事業者
- (5) その他市長が認める者

#### (補助対象車両)

- 第6条 本補助金の交付対象となる低公害バス(以下「補助対象車両」という。)は、次の全ての 要件を満たすものとする。
- (1)補助対象車両は、補助金の交付を受けようとする地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項に規定する会計年度(以下「会計年度」という。)内に当該補助事業に着手し、初度登録された車両(中古の輸入車を除く。)であること。補助事業の着手日は、「車両の登録日」、「車両の引渡日」または「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続が完了した日」のうち最も早い日とする。
- (2) 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠

の位置の住所が横浜市内にあること。

(3) 受領可能な国その他の団体からの補助金(以下「国補助等」という。)がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、国補助等の交付申請をすることができない場合で、市が認める場合はこの限りでない。

#### (交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、横浜市低公害バス普及促進補助金交付申請書(第1号様式)を、補助金の交付を受けようとする会計年度の12月の第2週の金曜日(当日が閉庁日の場合はその前開庁日)まで郵送(必着)により、次の各号に留意し市長に提出しなければならない。
  - (1)予算の範囲を超えた日の申請は、予算の範囲内で抽選を行い、当選した者のみ申請書を提出したものとする。また、抽選の結果、抽選にもれた者には、補欠番号を付与し、その後、交付の取り下げ又は交付決定の取り消し等により、予算の範囲に満たなくなったときは、予算の範囲に達するまで、補欠番号の小さい者から順に申請を受け付けるものとする。
- (2) 他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
- (3) 申請車両を既に導入済みの場合、及び事業着手している場合は申請してはならない。
- (4) 申請車両は、初度登録前の車両(中古輸入車の初度登録車を除く。)でなくてはならない。
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号から第4号に規定するものとする。
- 3 第1項に規定する申請書を提出する際に、補助金規則第14条第1項第4号および第5号に規定する見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料、及び見積書徴収の相手方又は入札の参加者が市内事業者であることを証する書類を市長に提出しなければならない。本要綱で扱う補助事業については、補助金規則第24条ただし書きの規定を適用することができる。
- 4 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表2に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。

### (交付の決定及び通知)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、すみやかに 所要の審査を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、横浜市低公害バス普及促進補助金交付 決定通知書(第2号様式)により、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に 通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 4 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、横浜市低公害バス普及促進補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

#### (交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、横浜市低公害バス普及促進補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (計画変更又は廃止の承認申請)

第10条 補助事業者は、交付決定通知書に記載された補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするとき又は事情の変化により廃止しようとするときは、あらかじめ、横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業(変更・廃止)承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (計画変更又は廃止の承認)

- 第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書について審査し、その内容を 適当と認めたときは、承認するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7 条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 2 市長は、前項の規定により承認するときは、横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業(変更・廃止)承認通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前条の申請を承認しないときは、横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象 事業(変更・廃止)不承認通知書(第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

### (再申請の禁止)

第12条 第9条に定める交付申請の取下げをした者、第10条に定める廃止の承認申請並びに、 第11条の廃止の承認を受けた者は、同年度内に本事業について、補助金の申請を行うことはで きない。

#### (実績報告)

- 第13条 補助事業者は、原則として補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は同会計年度の3月の第2週の金曜日(当日が閉庁日の場合はその前開庁日)のいずれか早い日までに横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業実績報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する補助事業の完了日は、「車両の登録日」、「車両の引渡日」または「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続が完了した日」のうち最も遅い日とする。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号に規定する補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び第3号から第5号に掲げるものとする。

#### (補助金の額の確定)

- 第14条 市長は、前条に規定する補助対象事業実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表1に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知を、横浜市低公害バス普及促進補助金の額の確定通知書(第9号様式)により、補助事業者に対して通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。

#### (補助金の交付)

第15条 前条の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から速やかに、横浜市低公害バス普及促進補助金請求書(第10号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。なお、提出期限は申請した会計年度の翌会計年度の4月の第2週の金曜日(当日が閉庁日の場合はその前開庁日)までとする。市長は、この提出をもって、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月市規則第57号)に定めるところにより、補助金を支払うものとする。

### (手続の委任)

- 第 16 条 補助事業者は、委任状(第 11 号様式)を市長に提出することにより、第 7 条に定める 交付申請、第 9 条に定める交付申請取下げ申請、第 10 条に定める計画変更承認申請、廃止の承 認申請、第 13 条に定める実績報告及び第 15 条に定める請求書の提出について、第三者(以下 「受任者」という。)に対してこれらの手続の権限を委任することができる。
- 2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、受任者が第1項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

#### (交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第9条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (4) 第14条第2項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

- (5) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反した場合
- (6) 補助金交付を受けようとする会計年度に事業を着手又は完了しないとき。
- (7) 補助事業の前提となる国の補助事業内容に変更があったとき。
- (8) 市長の指示に違反した場合
- (9) 第13条の規定する期日までに実績報告書を提出することができなかった場合
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消したときは、横浜市低公害バス普及促進補助金交付決定取消し通知書(第12号様式)により、補助事業者に理由を付して通知するものとする。補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、第1項第7号に該当する場合で、補助事業者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合は、この限りではない。
- 5 補助事業者は、返還を命じられた金額について納付期日までに納付しない場合は、未納付の金額に対して、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

#### (取得財産の管理・運用・処分・調査)

- 第18条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産(以下「取得財産」という。)を補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。
- 2 補助事業者は、申請車両が新規登録された日の翌月から起算し、5年間を経過するまでは、 市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、 交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ横浜市低公害バス普及促進補助金に係る財産処分承認申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請を受けた後、横浜市低公害バス普及促進補助金に係る財産処分承認・不 承認書(第14号様式)により、補助事業者に通知するものとする。
- 5 補助事業者は、財産処分が完了した場合、すみやかに横浜市低公害バス普及促進補助金に係る財産処分完了報告書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。
- 6 補助事業者が取得財産の処分をする場合は、市長は当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めることとする。なお、返還の金額は別表3に定めるものとする。ただし、自然災害等情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りでない。
- 7 市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況に関して報告を求め又は関係職員によって 随時調査をすることができる。

### (帳簿等の保存義務)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に関する書類を第 18 条第 2 項に定める期間、保存しなければならない。

#### (届出事項)

- 第20条 補助事業者は補助事業の完了後、申請内容に変更があった場合、次の各号のいずれかに 該当するときは、すみやかに横浜市低公害バス普及促進補助金に係る事業内容変更届出書(第 16号様式)を市長に提出しなければならない。
  - (1)補助事業者の名称及び代表者の氏名および住所(所在地)を変更したとき。
- (2) リース事業者にあっては、申請車両の使用者の名称及び住所(所在地)を変更したとき。

### (暴力団の排除)

第21条 横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)第8条の規定に基づき、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)。
- (2) 暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ)。
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (5) その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者。
- 2 市長は、必要に応じ申請者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを各都道府県警察本部長に対して確認を行うことができる。

### (その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(制定 令和5年8月9日環創エネ第387号、局長決裁) この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月9日から施行する。令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

### 別表1(第4条関係)

補助金の上限額	補助対象経費
5, 000, 000 円	低公害バスの車両本体価格 (消費税及び地方消費税を除く取引価格)

### 備考

- 1 補助金交付額は、補助金交付申請額、補助対象経費から国補助等の合計交付額を除いた額、補助金の 上限額のうちいずれか低い金額とする。
- 2 補助金交付申請額及び補助金請求額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### 別表2(第7条関係)

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助金の申請者が次の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- (1)補助金の申請者自身(リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。)
- (2)100%同一の資本に属するグループ企業。
- (3)補助金の申請者の関係会社(上記(2)を除く)
- 2 利益等排除の方法
- (1)補助金の申請者の自社調達の場合 製造原価をもって補助対象経費※とする。この場合の製造原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
- (2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費 ※とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上 高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益等」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とす る。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3)補助金の申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費※とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- ※国補助等の交付を受ける場合は、その合計額をさらに除く。
- 注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの 証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

### 別表 3(第18条関係)

返還額	計算式
返還額は財産処分時から財産処分制限期間が 経過するまでの期間(以下「未経過期間」とい う。)に相当する額とする。 未経過期間は、「財産処分制限期間」(5年)から「申請車両の初度登録等がなされた日の翌月から起算し、申請車両を処分した日の属する月」までの期間(以下「保有期間」という。)を引いた期間とする。	返還額 = 財産処分制限期間-保有期間 × 補助交付額 財産処分制限期間 × 補助交付額 ※ 期間の計算は月数で行い、返還額は1円未 満切り捨てとする。

(提出先)横浜市長

年	月	

		<b>伸</b> 洪[	では公告ハス智	以证证	三十用上	い立じ	<b>火</b> 1り t	中語	青			
	※市役所記入欄		郵便番号	₹				_				
			現住所 現住所 (法人等の場合は所在地)	横浜市	þ							
			フリガナ									
			申請者名 (法人等の場合は名称)									
			フリガナ									
			(法人等の場合は代表者の役 職及び氏名)	<b>受</b>								
	受付看	番 号	電話番号									
			メールアドレス									
			献助金の交付を受け					. —				
			髻類を添えて次のと 黄浜市補助金等の交						あたり	)横浜	市低么	とに出る
1	導入する低な	公害バス 別網	紙1のとおり									
2	補助金交付申	申請額										
			円									
3	他の補助金の	の申請額 ※調	亥当するものに〇									
	無 · 有(	国:申請額	į		F,	_)						
			_			-						
4 [	1	8先に関する事 フリガナ	項	所属部署								
	担当者	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		., 32. 2								
ŀ	連絡先	電話:	FAX:				メーノ	ν:				
_			Later Heat		<i>t</i>				<b></b>			
5 [			の内容に間違いな 手(車両登録、引	-								
			会計年度の3月の									
	□ <sub>□</sub> 日) まで	でに実績報告書	序を提出しなくてに	はならな	いこと	を承	知して				C -> 1	3.3 (2.13). 3
	12 47 1 17 12	· 1114 / 47 / 4	象事業の遂行状況	_,, <b>,</b>				<del></del>	CH	 > VH LI	~[[:\]	'z
	' " - " -	♪傾浜巾に対す 査に同意します	「る債務の支払等の - -	ノ帝糾スジ	/\$V\C	_とを	音約し	ン、 巾7	兄寺()	ノ斜竹	状况(	۱۷۷۲
			。 団体に属していま <sup>、</sup>	せん。阝	<b>関係機</b>	関への	の照会	に同意	意しま	(す。		
	□ 契約内容	容の確認で市行	投所が販売会社等	と直接連	植絡を	取る	事に同	意し	ます。			
6	販売会社等に	こ関する事項										
	販売会社	社名			所	生地 一						
-	+□₩≠	フリガナ		所属部署								
	担当者											
	連絡先	電話:	FA	X:			Х.	ール:				

### 7 利益等排除に関する事項(※申請者が法人及びリース事業者である場合のみ記入)

### 1又は2の該当する方に〇を記入

申請者(リース車両の場合は使用・賃借者)と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。

- 1 申請者は、①補助金申請車両の製造会社(自社製品を申請)、②100%同一の資本に属するグループ企業、③補助金の申請者の関係会社(前記②を除く)のいずれかである。
- 2 申請者は、前記①~③のいずれかの会社ではない。
- ※自社製造車両を補助金交付申請する場合には、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額を決定します。

#### 8 添付書類等

- (1)補助対象経費に係る見積書(写し)
  - ※車両本体価格、法定費用、値引き額、オプション費、消費税及び地方消費税が明確なもの
- (2) 導入する低公害バスの仕様書、カタログ等(写し)
- (3)履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(申請日時点で発行日が3か月以内のもの) ※リース事業者が申請する場合、リース事業者と使用者の両方が必要。
- (4) 国の交付決定通知書(写し) 申請時に交付決定を受けていない場合は、国への申請内容が分かる書類(補助金交付申請書等) の写しを添付し、交付決定通知書(写し)は実績報告時に提出すること
- (5) 貸与料金算定根拠明細書 ※リース事業者が申請する場合のみ提出
- (6)要綱第6条別表2 注)に記載の書類(利益等排除の対象となる調達先から車両を導入する場合のみ)
- (7) 返信用封筒(郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの)
- (8) その他 市長が必要と認めるもの

### 導入する低公害バス

使用の本拠の位置	
	・メーカー名:
低公害バスの概要	<ul><li>通称名:</li></ul>
	•型 式:
	・氏名(名称)
   使用者の氏名(名称)	・代表者の役職・氏名
及び住所(所在地)	• 住所 (所在地)
	・担当者氏名: TEL:
補助対象事業登録予定日 (車検証の初度登録予定日)	年 月 日
リース契約予定日 ※購入の場合は記入不要	年 月 日
補助対象事業完了予定日 ※(1)車両の登録日 (2)車両の引渡日 (3)代金支払又は支払手続が完了した 日のいずれかの最も遅い日	年 月 日
補助対象経費 (低公害バスの車両本体価格) (A)	円
国補助等の合計交付額 ※交付決定前の場合は (B) 補助金交付申請額を記入	円
(A) – (B)	円
補助金交付申請額	円

<sup>(</sup>注)補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

### 横浜市長

### 横浜市低公害バス普及促進補助金交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害バス普及促進補助金交付申請書を審査した結果、横浜市低公害バス普及促進補助金については、次の条件を付けて交付することに決定しましたので、通知します。

### 1 交付決定額

円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

### 2 補助対象事業の内容

110.737.352.3 216 - 1.3 12	
事業名	低公害バス普及促進事業
補助対象事業の内容	
使用者名	
使用の本拠の位置	

### 3 補助金交付の条件

- (1) 横浜市低公害バス普及促進補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守すること。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業(変更・廃止)承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
  - ア 補助対象事業の内容を変更又は廃止しようとするとき。
  - イ 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (3) 財産の処分の制限
  - ア 補助事業者は、低公害バスが新規登録なされた日の翌月から起算し、5年間を経過する までは、市長の承認を受けないで取得財産を補助金交付の目的及び要件に反して使用し、 譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供してはなりません。
  - イ 補助事業者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市低公害バス普及促進補助金に係る財産処分承認申請書(第13号様式)を市長に提出し、承認を受けなければなりません。
  - ウ 取得財産を市長の承認を受けて処分する場合、補助事業者は、当該補助金の全部又は一 部に相当する金額を市に返還するものとします。ただし、自然災害等情状によりその目的 等に反しないと市長が認める場合はこの限りではありません。

 第
 号

 年
 月

 日

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

横浜市長

### 横浜市低公害バス普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害バス普及促進補助金交付申請 書を審査した結果、次の理由により補助金の不交付を決定しましたので、通知します。

### 1 対象事業の内容

八 秋 于 木 少 一 7	H
事業名	低公害バス普及促進事業
対象事業の 内容	
使用者名	

2 不交付の理由

(提出先) 横浜市長

住所干

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

### 横浜市低公害バス普及促進補助金交付申請 取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました横 浜市低公害バス普及促進補助金については、次の事項について不服がありますので、同補 助金の交付申請を取り下げます。

- 1 補助金の額
- 2 申請年月日

年 月 日

3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件

(提出先) 横浜市長

住所干

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業(変更・廃止)承認申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました 横浜市低公害バス普及促進補助金に係る事業について、(変更・廃止)をしたいので、 関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更又は廃止の理由及びその内容

- 2 添付書類等 (変更のとき)
- (1)補助金交付申請書

控えの第1号様式及び別紙の写しの中で、変更する部分を朱書き二重線で抹消し、 その上段に変更後の内容を記入すること。なお、変更後の内容が書ききれない場合は、 別紙にまとめて記載すること。

(2) 返信用封筒

(郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを1部) A4判三つ折の書類が入る封筒 [第1種定形]

- (3) その他必要な書類(見積書など)
- 3 変更又は廃止後の補助金交付申請額

氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

横浜市長

横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業(変更・廃止)承認通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を行い、 年 月 日に補助事業の(変更・廃止)承認申請書を受け付けました横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業について、次のとおり(変更・廃止)を承認したので通知します。

1 承認した計画の概要

2 変更後の補助金の額

円

### 3 補助金額の変更

事業名	低公害バス普及促進事業
変更前の補助金の額	円
変更後の補助金の額	円
変更による差額	円

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

横浜市長

# 横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業(変更・廃止)不承認通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を行い、 年 月 日に補助事業の(変更・廃止)承認申請書を受け付けました横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業について、次の理由により(変更・廃止)を不承認としたので、通知します。

### 1 対象事業の内容

7.125.1 NC - 1.1 H	
事 業 名	低公害バス普及促進事業
対象事業の内容	
使用者名	

### 2 不承認の理由

(提出先) 横浜市長

年	月	

### 横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業実績報告書

※市役所記入欄	郵便番号	Ŧ
	現住所 (法人等の場合は所在 地)	横浜市
	フリガナ	
	補助 事業者名 <sup>(法人等の場合は名</sup> 称)	
	フリガナ	
補助金交付決定年月日	(法人等の場合は代表 者の役職及び氏名)	
年 月 日		
交付決定番号	電話番号	
	メールアドレス	

上記交付決定番号により横浜市低公害バス普及促進補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、横浜市低公害バス普及促進補助金交付要綱第13条第1項の規定により報告します。

1 導入した低公害バス 別紙1のとおり

$\overline{}$	1401 A A A	_
ソ	補助金の象	日

|--|

### 3 添付書類等

- (1) 導入した低公害バスの自動車検査証(写し)及び「自動車検査証記録事項」(写し) ※同型を複数台導入した場合にも全車両分必要
- (2)請求書(写し)

※車両本体価格、法定費用、値引き額、オプション費、消費税及び地方消費税が明確なもの

- (3) 購入代金の支払又は支払手続の完了を確認できる下記のいずれかの書類
  - ア 購入代金を支払ったことを証する領収証の写しまたはこれに代わるもの
  - イ 購入代金の全額分の支払手続が完了したことを確認できるもの
- (4) 国の額の確定通知書(写し)
- (5) 国の交付決定通知書(写し) ※交付申請時に提出していない場合のみ提出
- (6) リース契約書(リース事業者と使用者との契約書)の写し ※購入の場合は提出不要
- (7) 貸与料金算定根拠明細書 ※リース事業者で申請時から変更があった場合のみ提出
- (8) 返信用封筒(郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの)
- (9) その他 市長が必要と認めるもの

### 導入した低公害バス

使用の本拠の位置	
	・メーカー名:
低公害バスの概要	<ul><li>通称名:</li></ul>
	•型 式:
	・氏名(名称)
使用者の氏名(名称)	・代表者の役職・氏名
及び住所(所在地)	• 住所 (所在地)
	• 担当者氏名: TEL:
	(1) 車両の登録日 年 月 日
補助対象事業完了日 (1)、(2)、(3)の	(2) 車両の引渡日 年 月 日
いずれかの遅い日を完了日とする。	(3) 代金支払又は支払手続が完了した日 年 月 日
リース契約日 ※購入の場合は記入不要	年 月 日
補助対象経費 (低公害バスの車両本体価格) (A)	円
国補助等の合計交付額 ※額の確定額を記入 (B)	円
(A) – (B)	円
補助金の額	円

<sup>(</sup>注)補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

 第
 号

 年
 月

 日

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

横浜市長

横浜市低公害バス普及促進補助金の額の確定通知書

年 月 日に受け付けました横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業実績報告書を審査した結果、横浜市低公害バス普及促進補助金について、次のとおり確定しましたので通知します。

補助金確定額	 円
使用者名:	

	請求書	番号		
横浜市長		年	月	日
	住所〒			
	氏名 (法人の場合は所在地、名称 ※請求委任や受領委任を行			
k	お近古低公宝バス並及促准補助会請求	<del>&gt;</del>		

横浜巾仏公書ハス普及促進補助金請求書

年 月 日 第 号で額の確定を受けた補助金について、 次のとおり請求します。

### 1 請求金額

(補助金の額の確定通知書に記載されている金額)

### 2 補助金振込先

					1
	フリガナ				
4-1	口座名義 (※ 2)				
補助金振	金融機関名と店名	銀行信金	銀行コード (※1)	支店 本店	支店コード
込 先					
	預金種目(○で囲む)	普通(総合) 当	座    貯蓄	その他( )	
	口座番号	7桁で記入してください(オ	台詰)		

- %1 ゆうちょ銀行の場合、支店名(2-F)は3ケタの数字です。記号・番号ではありませんので、御注意ください。
- ※2 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、 アルファベットで御記入ください。

(提出先) 横浜市長

## 委 任 状

■委任者(申請者)

住所干

氏名\_ (法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印)

私は、下記の者に、横浜市低公害バス普及促進補助金に係る事務手続の権限を委任し ます。

### ■受任者

	住所〒 (法人の場合は、所在地)	
	氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印)	
	担当者名 (担当者を復代理人とする場合は記入・押印)	(FI)
	連絡先電話番号	
	メールアドレス	
[ ]	委任事項】委任する手続全てに☑マークを記入↓	<b>してください。</b>
	交付申請書の提出及び訂正	
	取下げ申請書の提出及び訂正	
	計画変更又は廃止承認申請書の提出及び訂正	
	実績報告書の提出及び訂正	
	請求書の提出及び訂正	

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

横浜市長

### 横浜市低公害バス普及促進補助金交付決定取消し通知書

	年	月	日	第	号で補助金の	の交付決定通知	をしました横
浜市低公	害バス	普及促	進補助金	について、	横浜市低公害	バス普及促進補	助金交付要綱
第 17 条第	第3項0	つ規定に	こ基づき、	補助金交	付決定を取り消	iしましたので、	次のとおり通
知します							

1	交付取消	額	
	_		円

### 2 補助取消内容及び理由

事 業 名	低公害バス普及促進事業
補助交付決定取消理由	
使用者名	

(提出先) 横浜市長

住所干

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

### 横浜市低公害バス普及促進補助金に係る 財産処分承認申請書

横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので申請します。

- 1 処分しようとする財産の名称(メーカー名・車名)
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類等
- (1) 返信用封筒(郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを1部) A4判三つ折の書類が入る封筒[第1種定形]
- (2) その他必要な書類(自動車検査証(写し)及び「自動車検査証記録事項」(写し)など)
- (3) 提出部数 1部

 第
 号

 年
 月

 日

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

横浜市長

### 横浜市低公害バス普及促進補助金に係る財産処分 承認書 不承認書

年 月 日に申請書を受け付けました横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産(低公害バス)の処分について、次のとおり(承認します・不承認とします)。

財産処分承認内容·不承認内容

(提出先) 横浜市長

住所干

<u>氏名</u>

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

### 横浜市低公害バス普及促進補助金に係る 財産処分完了報告書

年 月 日 第 号で財産処分の承認通知のありました、 横浜市低公害バス普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産(低公害バス)の処分が完了しましたので、報告します。

- 1 添付書類等 必要な書類(売買契約書の写しなど)
- 2 提出部数 **1**部

(提出先) 横浜市長

住所干

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

### 横浜市低公害バス普及促進補助金に係る 事業内容変更届出書

横浜市低公害バス普及促進補助金に係る事業について、事業内容の変更を行いましたので、関係書類を添えて次のとおり届出ます。

- 1 変更しようとする財産の名称(メーカー名・車名)
- 2 変更の内容
- 3 添付書類等 必要な書類(自動車検査証(写し)及び自動車検査証記録事項(写し)など)